

賛助会員規程

(総則)

第1条 この規定は公益財団法人ユニジャパン（以下本法人という）の定款第11章第56条（賛助会員）に基づき、賛助会員に関する事項を定めたものである。

(目的)

第2条 本法人の目的及び事業に賛同し入会した法人・団体または個人を賛助会員とし、本法人の運営を支えることを目的とする。

(入会と退会)

第3条 賛助会員は入会申込書に住所、電話など連絡先と他の必要事項を記載し押印して本法人に提出する。退会の場合も同様で、退会届けを本法人に提出する。但し、入会時には、理事長の承認を得なければならない。

(会費)

- 第4条 賛助会員は本法人の請求に基づき、賛助会費（年会費）を納めるものとする。
- 2 賛助会費は1口（50万円）以上とする。
 - 3 賛助会費は本法人が指定する銀行口座に振り込むものとする。
 - 4 既に納入した賛助会費は、年度の途中で退会しても返却をしない。

(会費の使途)

第5条 第4条の年会費は、毎事業年度における合計額の50%を当該年度の公益目的事業費に、同じく50%を当該年度の管理費に使用する。

(有効期間)

第6条 賛助会員の資格は入会申込書の入会日から1年間とし、翌年以降は退会の意思表示がない限り継続するものとみなし、会費の納入をもって資格は更新される。

(情報提供)

第7条 賛助会員に対しては、本法人の事業内容や現況の成果等の連絡を定期的に情報提供する。

(規程の改廃)

第8条 この賛助会員規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

平成21年12月3日 一部改定

平成22年7月1日 一部改定